平成２６年（フ）第１７２号
広島市安佐南区高取北２丁目６番17号
破産者　山田食虫植物農園こと　山田　眞也
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７６号
広島市安佐南区長束５丁目11番４―301号
破産者　新見由利枝
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
香川県仲多度郡琴平町榎井27番地１
破産者　香川　政昭
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第８０９号
福岡市早良区原４丁目７番32―504号
破産者　林　　徹治
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６８号
福岡市中央区小笹２丁目12番52号
破産者　緒方　文雄
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９号
福島県郡山市大槻町字肩張１番地の１
破産者　大澤　輝昭
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第８２６号
横浜市青葉区奈良町1566番地94
破産者　平川　恵三
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２７号
横浜市青葉区柿の木台21番地９　第２三浦ハイツ102、開始決定時の住所横浜市青葉区奈良町1566番地94
破産者　平川もと子
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０３４号
神奈川県鎌倉市梶原317番地
破産者　河上毅こと　河　　重煥
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０９５号
横浜市青葉区あざみ野３丁目11番地36　パークハイムあざみ野101
破産者　櫻井清次郎
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地６棟518号
破産者　早川　敬三
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
長野県松本市井川城１丁目８番８号　サンビレッジ古城Ｃ棟101号
破産者　坂巻　文惠
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２号
横浜市泉区西が岡２－５－１－101、住民票上の住所横浜市戸塚区汲沢６丁目33番９号
破産者　川内　法光
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３号
横浜市鶴見区生麦３丁目７番６号　松浦ビル403
破産者　高野　和純
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１号
横浜市戸塚区矢部町716番地２　ヴァンサン館Ａ号
破産者　中村友佳理
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１６号
新潟市西区みずき野５丁目１番７号
破産者　高野　文夫
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４３号
新潟県長岡市新保２丁目７番20号、前住所新潟県長岡市新保１丁目３番23号
破産者　新保　知英
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
新潟県上越市佐内町３番81号
破産者　堀　　勝治
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第６３号
新潟県上越市佐内町３番81号
破産者　堀　　洋子
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第４号
福井市木田２丁目2013番地　グリーンサイドヒルズＥ棟、従前の住所金沢市鞍月東１丁目40番地
破産者　板村　崇敬
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所